

○北しりべし廃棄物処理広域連合会計管理者の補助組織に関する規則

制 定 平成 14 年 7 月 1 日規則第 14 号
最近改正 令和 6 年 3 月 28 日規則第 6 号

(設置)

第 1 条 会計管理者の権限に属する事務（物品の出納及び保管の事務を除く。）を処理し、及び広域連合長の権限に属する事務の一部を処理するため、会計管理者の補助組織として会計課を置き、会計課に審査係及び出納係を置く。

(職員)

第 2 条 会計課に課長を、各係に係長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、会計課に副主査を置くことができる。
- 3 課長は、上司の命を受けてその所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 係長は、上司の命を受けてその所管事務を掌理する。
- 5 前 2 項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けてその所管事務に従事する。

(代理)

第 3 条 課長は、会計管理者に事故があるとき又は会計管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(分掌事務)

第 4 条 各係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 審査係

- ア 支出負担行為に関する確認についてのこと。
- イ 支出命令書の審査及び支出証書類の照合についてのこと。
- ウ 有価証券の出納及び保管についてのこと。
- エ 指定金融機関及び収納代理金融機関の指定及び検査についてのこと。
- オ 指定金融機関及び収納代理金融機関との連絡調整についてのこと。
- カ 課内他係に属しないこと。

(2) 出納係

- ア 調定通知書の審査及び収入証書類の照合についてのこと。
- イ 歳計現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管についてのこと。
- ウ 歳入歳出外現金（有価証券を含む。）の出納及び保管についてのこと。
- エ 小切手の振出しについてのこと。
- オ 決算の調製及び例月出納検査についてのこと。
- カ 収入証書類及び支出証書類の編さん及び保管についてのこと。
- キ 出納事務に係るデータの記録管理についてのこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 18. 3. 31 規則 2）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(発令の特例)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる係に属している職員は、別に異動の発令をされない限り、この規則の施行の日をもって、同表の右欄に掲げる係に勤務発令されたものとみなす。

会計課審査係	会計室会計課審査係
会計課出納係	会計室会計課出納係

附 則（平 19. 3. 30 規則 6）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(発令の特例)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる役付の職にある職員は、別に異動の発令をされない限り、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって、同表の右欄に掲げる役付の職に役職換の発令をされたものとみなす。

会計室会計課長	会計課長
会計室会計課審査係長	会計課審査係長
会計室会計課出納係長	会計課出納係長

- 3 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる係に属している職員は、別に異動の発令をされない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる係に勤務発令されたものとみなす。

会計室会計課審査係	会計課審査係
会計室会計課出納係	会計課出納係

附 則（平23. 2. 25規則1）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(北しりべし廃棄物処理広域連合公印規則の一部改正)
- 2 (略)

附 則（令6. 3. 28規則6）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。